【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年４月26日
【会社名】	古河スカイ株式会社
【英訳名】	Furukawa-Sky Aluminum Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 満
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番１号
【電話番号】	東京（03）5295-3800（大代表）
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 澤地 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番１号
【電話番号】	東京（03）5295-3800（大代表）
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 澤地 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成24年８月29日開催の取締役会において、住友軽金属工業株式会社（以下「住友軽金属」という。）との間で、当社を存続会社とする合併（以下「本合併」という。）により両社が経営統合することを定めた統合基本合意書（以下「本統合基本契約」という。）を締結することを決議し、同日、本統合基本契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、平成25年４月26日開催の当社取締役会において、住友軽金属との合併契約書（以下「本合併契約」という。）を締結することを決議し、同日、本合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

２ 報告内容
２．本合併の目的
３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容
５．本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

３【訂正内容】

訂正箇所は＿を付して表示しております。

（訂正前）

２．本合併の目的

（４）経営統合の推進体制

今後両社の社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置して、経営統合後の組織体制・運営等を具体的に協議・検討いたします。

３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本統合基本契約の内容

（２）本合併に係る割当ての内容

（注１）本合併により交付する当社の株式数：201,193,316株（予定）

（注２）当社は、合併期日前日の最終の時における住友軽金属の各株主に対し、その有する住友軽金属の株式１株に対して当社の株式0.346株を割当て交付いたします。ただし、住友軽金属が保有する自己株式（平成24年６月30日現在：55,294株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（３）その他の本統合基本契約の内容

合併契約を平成25年４月に締結し、合併期日（効力発生日）は同年10月１日を予定しております。

・本合併の日程

統合基本合意書承認取締役会決議（両社）	平成24年８月29日
統合基本合意書締結（両社）	平成24年８月29日
株主総会基準日（両社）	平成25年３月31日（予定）
合併契約承認取締役会決議（両社）	平成25年４月（予定）
合併契約締結（両社）	平成25年４月（予定）
合併契約承認定時株主総会（当社）	平成25年６月下旬（予定）
合併契約承認定時株主総会（住友軽金属）	平成25年６月下旬（予定）
最終売買日（住友軽金属）	平成25年９月25日（予定）
上場廃止日（住友軽金属）	平成25年９月26日（予定）
合併期日　（効力発生日）	平成25年10月１日（予定）

５．本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	未定
代表者の氏名	代表取締役会長　山内　重徳 代表取締役社長　岡田　満
資本金の額	未定
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	アルミニウム・銅等の非鉄金属及びその合金の圧延製品・鋳物製品・鍛造製品並びに加工品の製造・販売等

なお、上記の他、本合併に必要な事項は住友軽金属と別途協議のうえ決定し、必要の都度、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

（訂正後）

２．本合併の目的

（４）（削除）

３．本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

（２）本合併に係る割当ての内容

（注１）本合併により交付する当社の株式数：201,191,323株（予定）

（注２）当社は、合併期日前日における最終の住友軽金属の株主名簿に記載又は記録された各株主に対し、その有する住友軽金属の株式（ただし、会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）１株

に対して当社の株式0.346株を割当て交付いたします。ただし、住友軽金属が保有する自己株式（平成24年12月31日現在：61,053株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

（３）その他の本合併契約の内容

合併契約を平成25年４月26日に締結し、合併期日（効力発生日）は同年10月１日を予定しております。

・本合併の日程

統合基本合意書承認取締役会決議（両社）	平成24年８月29日
統合基本合意書締結（両社）	平成24年８月29日
株主総会基準日（両社）	平成25年３月31日
合併契約承認取締役会決議（両社）	平成25年４月26日
合併契約締結（両社）	平成25年４月26日
合併契約承認定時株主総会（当社）	平成25年６月下旬（予定）
合併契約承認定時株主総会（住友軽金属）	平成25年６月下旬（予定）
最終売買日（住友軽金属）	平成25年９月25日（予定）
上場廃止日（住友軽金属）	平成25年９月26日（予定）
合併期日　（効力発生日）	平成25年10月１日（予定）

５．本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ＵＡＣＪ
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目７番２号
代表者の氏名	代表取締役会長 山内 重徳 代表取締役社長 岡田 満
資本金の額	45,000百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	アルミニウム・銅等の非鉄金属及びその合金の圧延製品・鋳物製品・鍛造製品並びに加工品の製造・販売等

なお、住友軽金属との間で、平成25年４月26日に締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合併契約書

古河スカイ株式会社（以下「甲」という。）及び住友軽金属工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の合併について、以下のとおり、平成25年４月26日（以下「本締結日」という。）付で、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続する吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（当事会社の商号及び住所）

1.　本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲・吸収合併存続会社

商号：古河スカイ株式会社

住所：東京都千代田区外神田四丁目14番１号

(2) 乙・吸収合併消滅会社

商号：住友軽金属工業株式会社

住所：東京都港区新橋五丁目11番３号

2.　本効力発生日（第５条第１項に定義される。以下同じ。）後の甲の商号及び住所は、以下のとおりとする。

商号：株式会社ＵＡＣＪ

住所：東京都千代田区大手町一丁目７番２号

第3条（本合併に際して交付する株式等の数及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、本効力発生日の前日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙

を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式（但し、会社法第785条第１項に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）１株につき甲の普通株式0.346株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

1. 本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

(1) 資 本 金：金28,471,600,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあっては、当該上限額）

(2) 資本準備金：金 5,492,630,000円（但し、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあっては、当該上限額）

(3) 利益準備金：金 0円

2. 甲及び乙は、本締結日後本効力発生日前日までの間における事情の変更により、甲乙協議のうえ、前項に規定した資本金及び準備金の額を変更することができる。

第5条（本合併の効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、平成25年10月１日（以下、次項に基づく変更後のものを含め「本効力発生日」という。）とする。

2. 甲及び乙は、本合併の手続上の必要が生じた場合その他の事由（独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づく手続上の必要が生じた場合を含むが、これらに限られない。）により、甲乙協議のうえ、前項に規定した本効力発生日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本締結日後本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議のうえ、これを行う。

第7条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本締結日後本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じ又は重大な瑕疵が発見された場合、又は本契約の規定に従い本合併を実行することについて重大な支障となり得る事象が発生し若しくは判明した場合（独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないこと又は届出等が完了しないことが合理的に見込まれる場合を含むが、これらに限られない。）は、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、以下の事由のいずれかが生じたときは、その効力を失う。

(1) 甲又は乙の平成25年３月末日に終了する事業年度に係るそれぞれの定時株主総会において、本契約の承認に係る議案その他本合併に必要な事項として別途甲及び乙が合意する議案の承認が得られなかった場合

(2) 本合併の実行について、独占禁止法、競争法その他の法令（外国法を含む。）に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られなかった場合

第9条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

2. 本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名捺印のうえ、各１通を保有する。

平成25年４月26日

甲：東京都千代田区外神田四丁目14番１号
古河スカイ株式会社
代表取締役社長 岡田 満

乙：東京都港区新橋五丁目11番３号
住友軽金属工業株式会社
代表取締役社長 山内 重徳